

各都道府県・各政令市

産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

産業廃棄物処理の業務継続のための新型コロナウイルスワクチン

3回目接種に係る積極的な対応について（事務連絡）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しましては、特にオミクロン株の流行により、二次感染リスクや再感染リスクが増大するとともに、感染拡大のスピードが極めて速く、全国の多くの地域で新規感染者数が急速に増加しており、社会機能の維持が困難になってくることも懸念されています。こうした状況下にあっても、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められるところ、関係の皆様におかれましては、廃棄物処理業が継続されるよう、様々な対策を講じられてきたことと存じます。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種に関しましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、令和3年2月から接種が進められているところ、厚生労働省から発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（6.1版）」（P.115）において、追加接種（3回目接種）を行う必要があり、1、2回目接種を完了した全ての者に対して追加接種の機会を提供することが妥当であるとの見解が示されているとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年2月10日変更）（以下「基本対処方針」という。）においても、追加接種体制の確保に取り組むこととされております。加えて、厚生労働省から、「追加接種の速やかな実施について（その2）」（令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）が発出され、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者以外の者へのワクチンの接種（以下「一般接種」という。）については、一定の要件を満たした段階で、令和4年3月を待たずに追加接種を検討することや、各地方公共団体におけるワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、地方公共団体の判断により、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、初回接種から7月以上が経過した者に次いで、初回接種から6か月以上が経過した者にできるだけ多く接種を進めること、地域における社会機能

を維持するために必要な事業の従事者等に対して優先的に追加接種を行うことも検討するよう示されております。

廃棄物処理業者は、基本的対処方針において国民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持に係る事業者として位置づけられており、特に今般の新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下においても、ワクチン接種会場を含む医療関係機関等から排出される感染性廃棄物や、宿泊療養施設から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物等の適正かつ円滑な処理のため、安定的に業務を継続いただいているところです。このような状況等に鑑み、産業廃棄物処理の業務に携わる方のうち、希望される方が円滑かつ早期にワクチンを接種できるよう、貴都道府県・市及び貴管内市区町村の御協力、御尽力をお願いいたします。

具体的には、例えば高齢者等への接種が概ね完了し、一般接種が開始される際には、産業廃棄物処理の業務に携わる職員や事業者へ優先的に接種することについて関係部署との調整を行うことや、接種予約がキャンセルされた等の理由で余剰となったワクチンの活用などが考えられますので、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、ワクチン接種は、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で受けていただくものですので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないように配慮いただく必要があることを申し添えます。

【連絡先】 環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 西谷、石田、昌子、勝木

TEL: 03-5521-9274 (直通)

E-Mail: hairi-sanpai@env.go.jp